

退職年金債権は、その全額について差押えが禁じられます。

1. 民事執行法と労働者退職給与保障法との衝突

韓国の民事執行法第246条第1項第4号は、「給料・年金・俸給・賞与金・退職年金、その他、これらと類似の性質を持つ給与債権の2分の1に該当する金額を差し押さえることができない。」と規定しています。このような規定を反対解釈すると、退職年金の2分の1に該当する金額を差し押さえることができるという見解が主張されることがあります。

一方、韓国の労働者退職給与保障法第7条第1項では、労働者の退職年金制度における給与を受ける権利を保障するため、「退職年金制度の給与を受ける権利は、譲渡することや担保として提供することができない。」と規定しています。したがって、退職年金制度の給与を受ける権利(以下、「退職年金債権」)は、法律によって譲渡することが禁じられた債権として、被差押適格を有しないと考えられます。

このように、韓国の民事執行法の規定と労働者退職給与保障法の規定との衝突があり、これまで、退職年金債権の2分の1部分に対して差押えができるかどうかが争点となってきました。

2. 韓国大法院の判決

これについて韓国の大法院は、労働者退職給与保障法上の譲渡禁止規定と民事執行法上の差押禁止規定は、特別法と一般法の関係にあるため、特別法である労働者退職給与保障法上の譲渡禁止規定が優先して適用され、したがって、退職年金債権は、法律によって譲渡が禁じられた債権として被差押適格を有していないために、その全額について差押えが禁じられるとし、民事執行法により退職年金債権の2分の1に該当する金額まで差し押さえることができると判示した原審判決を破棄しました。

3. 本判決の適用範囲及び示唆点

本件は、確定給付型退職年金制度を設けた会社を第三債務者にし、退職年金債権のうち2分の1に該当する金員に対して取立金の請求をした事件であるが、労働者退職給与保障法第7条第1項が適用される「退職年金制度の給与を受ける権利」に該当する確定拠出型退職年金制度や個人型退職年金制度の退職年金債権についても同様に適用されるものと思われます。ただし、退職金制度については、労働者退職給与保障法第7条第1項が適用されないで、民事執行法第246条第1項第5号に基づき、2分の1に該当する金額は、差し押さえることができるものと考えられます。

一方、判例は、法律によって譲渡が禁じられた債権に対する差押命令は、強行法規に違反して無効であるとするべきであり、実体法上の効力が発生しないため、第三債務者は、差押債権の取立金又は転付金の請求に対して、このような実体法上無効であることを理由に抗弁することができるとしています。このような判例の趣旨からすると、退職年金債権に対する差押えにおいて、第三債務者となる会社や退職年金事業者らは、差押債権者の取立金の又は転付金の請求に対して、差押命令が無効であることを前提に、支払いを拒絶することができると解釈することも可能であると考えられます。

Contacts

● Young-Seok K(弁護士)	TEL. 02 316 4021	E-Mail. ysg@shinkim.com
● Yoon-Hee Kim(弁護士、日本語対応可)	TEL. 02 316 4025	E-Mail. yhekim@shinkim.com
● Jong-Soo Kim(弁護士)	TEL. 02 316 1678	E-Mail. jsokim@shinkim.com
● Jong-Yeol Choi(会計士、日本語対応可)	TEL. 02 316 4047	E-Mail. jyechoi@shinkim.com

Chambers Asia-Pacific Awards 2014
South Korea Law Firm of the Year : Shin & Kim



法律法人 世宗
SHIN & KIM

The content and opinions expressed within SHIN & KIM's regular newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

<http://www.shinkim.com>